

国土建第2号
令和元年5月7日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」の一部改正について

本年5月1日に元号が「令和」に改められることに伴い、「建設業許可等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」（平成31年4月5日国土建第6号）を發出し、改元に伴う元号による年表示の取扱いについて通知したところです。

今般、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）に規定されている様式について、「平成」を「令和」に改める改正を行いましたので、下記の通り通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。なお、運用については下記と併せて、「建設業許可等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」（平成31年4月5日国土建第6号）の通知内容を原則としておりますので併せて遺漏のないよう措置願います。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添の通り改正する。

附 則

- 1 この通知は、発出日から適用する。
- 2 改正後の様式において起点日が平成である場合は、①のように修正を行う等の対応を行うほか、②のような記載であっても有効であるものとする。

- 平成
- ①「~~令和~~31年4月1日から令和2年3月31日まで」
 - ②「令和 元年4月1日から令和2年3月31日まで」

また、改正前の様式を利用し提出を行うことも有効とし、③のように修正を行う等の対応を行うほか、④のような記載であっても有効であるものとする。

- ③「平成31年4月1日から^{令和}~~平成~~32年3月31日まで」
- ④「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」

以上